

平成27年7月22日

研修生の皆様

公益財団法人柔道整復研修試験財団
事務局長 植田正孝

医療人（柔道整復師）研修講座全ブロック日程表の送付等について

皆様におかれましては、日々研修に励んでおられることと存じます。

さて、27年度全会場の日程表を別紙のとおりお届けいたしますので、日程調整の上未受講科目を受講してください。

卒後臨床研修において、医療人（柔道整復師）研修講座の受講は「必修」ですので、下記事項に留意のうえ受講に努めてください。

記

【留意事項】

1. 26年度研修生について

(1) 既に研修の全てを修了している場合は、速やかに「評価表：様式6及び受講証：様式5」を財団に送付すること。

(2) 受講方法

未受講科目の受講について、当日直接会場に行き「26年度柔道整復師卒後臨床研修証：様式4と、26年度医療人研修講座受講証：様式5」を受付に提出する。受講修了時に受講証に「受講日・管理者印の押印・受講会場名」を受けること。

ただし、科目時間割の変更もありうるため、財団に問合せもしくは財団ホームページ等で確認することが望ましい。

※ 東京会場での出席を希望する場合は、当該講座開催の1週間

前までに会場担当に連絡をすること。(会場に定員があり受講をお断りする場合があります。)

会場担当：公益社団法人東京都柔道整復師会電話 03-3815-0811(代)

(3) 受講時の服装について

講師及び関係者に失礼のない服装を着用すること。

(4) 研修費用について

27年度医療人研修講座受講にあたって、研修の追加費用は発生しない。

(5) 研修期間について

未受講科目がある場合は、27年度までなので受講を修了すること。また、施設での臨床研修も27年度中に修了すること。

(6) 研修修了手続きについて

未受講科目を受講修了の時点で、医療人研修講座受講証：様式5を速やかに財団へ提出すること。なお、柔道整復師卒後臨床研修評価表：様式6も同封すること。

(7) 修了認定証について

両様式の送付を受けた財団は、修了要件「評価表：様式6の総合評価、受講証：様式5の12科目講座受講」を確認し、全科目受講最終日付をもって「修了認定証」を交付する。

なお、財団からの送付は申請の概ね2か月後を予定している。

2. 住所変更時の財団への連絡の厳守

財団からの送付物が住所不明などの理由で、返送される件数が多数あります。転居時には、マンション名・号室等までの届を必ず財団研修担当へ連絡すること。「修了認定証」等の配達に支障がある場合も考えられます。

また財団 HP 上に「医療人研修講座について各会場からのお知らせ」として各会場からツイッターにて休講、講師変更などをお知らせいたします。併せてご活用ください。

以上